

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、およびその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本施策としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 鉄男	5,567,400	10.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3,907,240	7.15
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,296,200	4.20
株式会社千葉銀行	2,257,800	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,761,400	3.22
株式会社南海公産	1,743,588	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,552,700	2.84
松本 南海雄	1,428,340	2.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,425,500	2.61
エーザイ株式会社	1,407,500	2.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
	1000人以上

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大爺 正博	他の会社の出身者											
小林 諒一	他の会社の出身者											
大山 健一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大爺 正博	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、他の企業の経営者を歴任され、経営に関する見識と豊富な経験を有しております。 また、他の企業の社外取締役を現任しており、客観的な立場より当社の経営に関する助言をいただけるとの判断から選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しない高い独立性があるため、独立役員として選任しております。
小林 諒一	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、長年にわたり情報システム開発・運用を担当され、また、他の企業の役員を現任されており、情報システムに関する専門知識と経営に関する見識を有しており、客観的な立場より当社の経営に助言をいただけるものとの判断から選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも

			該当しない高い独立性があるため、独立役員として選任しております。
大山 健一	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、他の企業の経営者に長年就いており、グループ経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営戦略に活かしていただけるものとの判断から選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年4回、四半期決算毎に連携して会計監査を行います。
また都度、監査上の課題について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 哲	他の会社の出身者													
日野 実	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 哲	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。	同氏は、長年にわたり保険会社での業務に携わり、他の企業の監査役も歴任されております。特に、内部統制に関する豊富な経験と見

		また、同氏を独立役員として指定しております。	識を有しており、これを当社の監査体制に活かしていただけるとの判断から選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しない高い独立性があるため、独立役員として選任しております。
日野 実	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、長年にわたる国税局での業務及び税理士として、豊かな業務経験と専門的知識を有しており、また、他の企業におきましても、社外監査役に就いており、監査役としての経験も豊富であります。 この豊富な経験と見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものとの判断から選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しない高い独立性があるため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての「固定報酬」、当社の連結業績を反映する「業績報酬」、長期的な業績等が反映できる「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、社外取締役ににつきましては、「固定報酬」のみとしております。

「固定報酬」は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、「業績報酬」は、年度の業績目標の達成度に応じて一定の係数を乗じて設定し、「株式報酬型ストック・オプション」は、株主視点に立った株価連動報酬として、付与権利数は連結業績の目標達成度や株価動向等を考慮して対象者ごとに設定する方法としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

「第1回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）」

- ・付与対象者：社内取締役
- ・付与数：社内取締役にに対して6,700株

注）平成24年3月31日現在においては、一部権利行使がされていることから、その株数は5,200株となっております。

「第2回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）」

- ・付与対象者：社内取締役
- ・付与数：社内取締役にに対して6,000株

「第3回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）」

- ・付与対象者：社内取締役
- ・付与数：社内取締役にに対して5,900株

「第4回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）」

- ・付与対象者：社内取締役
- ・付与数：社内取締役にに対して4,800株

「第5回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）」

- ・付与対象者：社内取締役
- ・付与数：社内取締役にに対して4,600株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にてその内容を記載しておりますが、それ以外に個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社グループの企業価値増大への貢献意欲や士気高揚を図るため、当社の成長を担う人材を確保及び維持できる水準を目標とし、加えて、連結業績の向上、当社グループの競争力の高揚、コーポレートガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素を考慮した体系設計としております。

その内容は、取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬としての「固定報酬」、当社の連結業績を反映する「業績報酬」、長期的な業績等が反映できる「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、社外取締役、監査役につきましては、「固定報酬」のみとしております。

「固定報酬」は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、「業績報酬」は、年度の業績目標の達成度に応じて一定の係数を乗じて設定し、「株式報酬型ストック・オプション」は、株主視点に立った株価連動報酬として、付与権利数は連結業績の目標達成度や株価動向等を考慮して対象者ごとに設定する方法としております。

当該方針及びその内容は、当社の取締役会において、これを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は取締役会を開催する際、取締役会事務局(総務部)より事前に社外取締役及び社外監査役へ取締役会資料を送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他につきましては、次のとおりであります。

(1) 会社の機関等の内容

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会での的確な意思決定、取締役の業務執行の監督を適正に実行するために、独立役員を5名(社外取締役3名・社外監査役2名)指定しております。当該役員が連携を図り、様々な視点からの意見を取締役会へ入れることにより、コーポレートガバナンスの充実を図り、その有効性をより高める体制としております。

なお、各機関の活動状況は以下のとおりであります。

1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役8名で構成されそのうち3名は社外取締役であります。取締役会は、原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、当社及び当社グループにおける最高意思決定機関として、法令、定款及び社内規定に定める取締役会決議事項の決定及び職務執行状況の監督をしております。また、取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としております。なお、当社は執行役員制度を導入し、企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にし、ガバナンス機能の強化を図ります。

また、当社は取締役及び執行役員の機能の明確化と強化を図るために、取締役(社外取締役含む)候補者及び執行役員候補者の選任基準を制定しております。

当社は、上記のとおり社外取締役を3名選任しており、全員独立役員として指定しております。当社から高い独立性が確保され、また、業種を問わず経営者としての豊富な経験を有しておられる方を社外取締役として選任することにより、当社の経営状況や方針などに対する客観的な意見、様々な視点からの取締役の執行状況に関する説明要求、取締役会の意志決定において広範な見識を取り入れることによるプロセスチェックの強化を期待できると判断しております。

2) 経営会議

当社は職務執行の効率化を図るため、取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議を取締役会の下位会議体として設置しております。経営会議は、原則毎月1回開催し、経営戦略の創出、業務執行上の意思決定及び取締役会上程事項の審議をしております。

3) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成されそのうち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しております。

監査役機能強化へ向けた主な取り組み事項は以下のとおりです。

- ・監査役会での協議事項に応じて、当社取締役、執行役員、子会社役員よりヒアリングや状況報告を適宜実施
- ・代表取締役、会計監査人、それぞれとの間で意見交換を実施
- ・各監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議への出席、社内稟議書の閲覧を通じて、取締役の職務執行状況の監査
- ・監査役への定期報告事項を社内規程により規定化し、当社の業務監査がより適切に行われる体制の構築
- ・監査役機能の明確化と強化を図るため、社外監査役候補者の選任基準を制定

また、当社は、社外監査役が2名おりますが、そのうち、2名を独立役員として指定しております。そのうち、社外監査役の日野氏は、長年にわたり国税局での業務に携わり、税理士の資格を有する他、現在では「日野実税理士事務所」を開業しており、財務・会計に関する知見を有しております。

なお、監査役監査を支える専属の人材は確保しておりませんが、下記4)に記載する内部監査部門と連携を図り監査役監査の体制を確保しております。

これらのように、監査役の機能強化へ向けた主な取り組みや、独立性の高い監査役を選任することにより、より有効な監査体制の構築に努めております。

4) 内部監査

当社は内部監査部門として内部統制統括室を設置し、各部門及びグループ子会社の業務に関する内部監査の実施、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動の適切性・効率性を確保しております。また、当該部署では、リスク管理体制の基本方針を定め、これに基づくリスク管理体制の構築を実施しております。

5) コンプライアンス・リスク委員会

当社は、コンプライアンスとリスク管理においては、表裏一体の活動が必要と考え、当社及び当社グループのコンプライアンスとリスク管理の推進を図るため、管理統括管掌取締役、執行役員、常勤監査役、総務部長、人事部長、財務経理部長、内部統制統括室長、グループ各社のコンプライアンス担当者で構成された常設機関として、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。

コンプライアンス・リスク委員会は、原則として3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンス面においては、コンプライアンスに関する法令・社内規定・ガイドラインの審議、コンプライアンス研修の計画及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する課題の審議等を行い、リスク管理面においては、優先的に対応すべきリスクの分析・対処方針の審議、当社各部門並びにグループ各社へのリスク対処方針の指導及びリスクに関する社内規程等の管理等を実施しております。

6) 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、法令に基づき監査を受けております。

当社の会計監査を執行した公認会計士は、吉村孝郎氏、瀧野恭司氏であり、会計監査業務における補助者は、公認会計士4名、会計士補等6名、その他5名であります。また、有限責任監査法人トーマツとの継続監査年数は、8年であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスを充実させ、かつ実効性を高めるためには、当社の経営戦略や会社運営上の重要事項などの決定において、一般株主と利益相反関係が生じることのない客観的な立場からの意見を取り入れることが重要だと考えております。

当社は、監査役設置会社を採用しており、社外監査役2名(うち2名が独立役員)を含む3名で、取締役の職務執行の監督を行い、また、取締役8名のうち3名を社外取締役(うち3名が独立役員)として選任しております。

当社では、このように当社から高い独立性が確保されている社外役員5名を選任し、当該役員のこれまで培われた広範な見識や知見を、当社の経営に取り入れることにより、適切な判断が実行できる体制になっていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の上程議案の検討期間を少しでも長くとるために、招集通知は、法定期日より7営業日前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」専用のサイトを設けており、当該サイトに「決算短信」「年次報告書」「会社案内」「有価証券報告書」等を掲載しております。 IRサイト ・ http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署として広報室を設置しております。IR事務連絡責任者は広報室長としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループの経営理念である「すべてのお客様のためにまごころをつくします。」「すべてのお客様の美と健康のために奉仕して参ります。」「すべてのお客様にとっていちばん親切なお店を目指します。」を実現し、今後の更なる発展を遂げるために、グループ全社に共通した「マツモトキヨシグループ行動規範」を制定しております。 この行動規範において、(1)法令の遵守、(2)社会との関係、(3)お客様・お取引様・競争会社との関係、(4)株主・投資家との関係、(5)働く仲間との関係、(6)会社、会社財産との関係の各項目を実現するための行動基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、「マツモトキヨシグループ行動規範」において、環境負荷をできる限り削減し、環境との調和を図った事業活動を進め、「循環型社会」の形成に貢献するための行動基準を定めております。 当社は、医療の一翼を担う企業グループとして、セルフメディケーションを推進し、お客様から信頼される地域に密着したかかりつけ薬局として地域になくはならない存在となるよう努めております。 具体的には、医薬品適正使用の普及や地域医療への貢献を目的とした千葉大学寄附講座の設置、難病と闘っている20万人の子供たちへの施設建設のための募金活動、千葉県と連携した乳がん検診促進活動、自分の健康は自分で管理する啓蒙活動としてセルフメディケーションセミナーなどを展開しております。 詳細は(http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/csr/index.html)をご覧ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、「マツモトキヨシグループ行動規範」において、法令及び証券取引所の規則に基づき開示する「会社の重要な情報」について、「公正性」「正確性」「適時性」「平易性」を基本原則としております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社グループでは、女性の潜在的能力を引き出し、また、中心顧客層である女性の視点を店舗運営等に活かすため、女性のポジティブアクションに積極的に取り組んでおります。 その取り組みとしては、出産・育児・介護と仕事の両立をサポートできる仕組みづくりとして、育児中の女性をサポートする勤務制度、出産・育児等の休暇後の復職時における相談やキャリア形成をサポートする組織の設置などを施策として実施しております。 また、女性社員が幹部社員として働くフィールドを拡大するために、管理職への登用制度、職域を拡大させるための制度などを確立しております。 当社グループは、これらの取り組みを更に充実させ、女性が働きやすい環境づくりを推進する

ことにより、当社グループ全体の活性化を図り、充実したサービスや商品を提供してまいります。

・女性管理職割合：14.0%（平成27年3月31日現在）

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ）及び従業員に適用されるものとします。

当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。

(2) 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。

(3) コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。

(4) 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。

(5) 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的 to 実施するとともに、行動規範を示した「行動規範ハンドブック」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。

(6) 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。

(7) 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。

(8) 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規定に違反する行為が発見された場合は、懲罰規定に基づき適正に処分を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。

(2) 当社は、内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。

(2) 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。

(2) 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会・経営会議を設置します。経営会議を活用することで意思決定の迅速化とスピード経営を実現します。また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。

(3) 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。

(4) 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に進め、人的資源の有効活用を図るものとします。

(5) 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。

(2) グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとします。

(3) 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとします。

(4) 当社は、グループ会社に取り締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとします。

(5) グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとします。

(6) 内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとします。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制とします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9. 監査役への報告体制

(1) 当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会・経営会議の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。

(2) 当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。

(3) グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。

(4) グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役へ報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。

(5) 当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関

する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。但し、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査役は、取締役会・経営会議・グループ社長会・コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができます。

(2) 当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。

(3) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処

(1) グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。

(2) 当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。

(3) グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成19年10月1日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。また、本買収防衛策の重要性に鑑み、当社株主の皆様の意思を反映させるため、以下の株主総会において、本買収防衛策についてご承認をいただいております。

- ・第1回定時株主総会（平成20年6月27日開催）
- ・第2回定時株主総会（平成21年6月26日開催）
- ・第5回定時株主総会（平成24年6月28日開催）
- ・第8回定時株主総会（平成27年6月26日開催）

なお、本買収防衛策に関しましては、従来、1年毎に定時株主総会において継続の可否について承認を得るものとしておりましたが、上記、第2回定時株主総会にてご承認頂きました本買収防衛策では、3年毎に承認を得る内容に変更しております。

当社は、第1回、第2回、第5回及び第8回の定時株主総会で示された株主の皆様のご意思に基づき、引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていく所存です。

本買収防衛策の詳細につきましては、平成27年5月22日付け当社発表資料の「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（当社ホームページ「<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/934d4feffde44f8ddc42c275e87f1f76.pdf>」にてご覧いただけます。）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

